一　施行者の名称　長崎県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第三十五号佐世保都市計画道路事業三・一・四十一号平瀬町千尽町線
三　事業施行期間　自平成十年一月十三日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第百五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　三十八号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
富良野市四六二一番七から同市五一二五番四まで	A	一一・〇〜七二・九六（メートル）	一一・〇七〇（キロメートル）	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前B・C・D	一二・六四〜三一四・五八	八・六一一	
	A	一一・〇〇〜六六・七九	一一・〇七〇	
	後B・C・D	一一・六四〜三六一・一八	八・六一一	

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部
二　道路の種類　一般国道
三　路線名　三十八号及び一百三十七号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
富良野市字山部三三〇九番五から同市字山部三一〇三番一まで	前	二八・六九〜三七・四五（メートル）	一〇・三〇四（キロメートル）	
	後	二三・四二〜三七・四五（メートル）	一〇・三〇四（キロメートル）	

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部
三　道路の種類　一般国道
三　路線名　三百三十三号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道紋別郡遠軽町生田原旭野一一二番から同町生田原旭野一一九番一まで	前	A	一四・五四〜一四九・三四（メートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一六・二四〜一〇〇・八三	
	後	A	一四・五四〜一四九・三四	
		B・C	一六・二四〜一〇〇・八三	
			三・二八一	
			二・二八五	

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十八号	富良野市四六二一番七から同市四六七六番まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
三十八号及び二百三十七号	富良野市字山部三三〇九番一一から同市字山部三四七四番一地先まで	〃

○沖縄総合事務局告示第六十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二十五日

沖縄総合事務局長　冠　正保

第1　起業者の名称　沖縄県
第2　事業の種類　県道具志川環状線道路改築事業（沖縄県うるま市字天願天願原地内から沖縄市字登川中川原地内まで）
第3　起業地
1　収用の部分　沖縄県うるま市字天願東津堅原、字天願西津堅原、字川崎後原、字川崎下田原、字川崎多幸地原、字兼箇段後原地内及び沖縄市字登川中川原地内
2　使用の部分　なし
第4　事業の認定をした理由
申請にかかる事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請にかかる事業は、沖縄県うるま市字天願天願原地内から沖縄市字登川中川原地内までの延長4,005mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道具志川環状線道路改築事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地にかかる部分である。
本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道であることから、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第2号の要件への適合性
一般県道具志川環状線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により沖縄県知事が県道に認定した路線であり、沖縄県は同法第15条の規定により本路線の道路管理者となることから、起業者である沖縄県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
3　法第20条第3号の要件への適合性
（1）得られる公共の利益
本路線は、沖縄本島中部圏に位置する沖縄県うるま市字安慶名東原地内を起終点とし、沖縄市内の一部を含む、うるま市内の旧具志川市街地を中心とした地域（以下「具志川地区」という。）を循環する総延長14.63kmの環状道路である。
本路線が循環する具志川地区は、地区内を縦断する主要地方道沖縄石川線に、一般県道8号線、一般県道36号線バイパス、一般県道16号線等が交差しており、これらの各交差点を中心に既成市街地が形成されているほか、安慶名交差点を中心とした安慶名地区土地区画整理事業、さらに本路線も含まれる江洲交差点を中心とした江洲及び江洲第二土地区画整理事業、また、沖縄市の一部として含まれる美里土地区画整理事業のほか、地区内においては都市計画街路事業が進められ、これら各事業の進捗に伴い、都市化・市街地化の進展及び人口の増加が著しい地域となっている。